

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と 自然環境等の保全との調和に関する条例について

環境課環境係

☎ 25 1147

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（以下、再生エネ条例）を平成30年3月27日に施行しました。

施行から1年3か月経過しましたが、条例の内容についての問い合わせがあることから、今回はその概要などをみなさんにお知らせします。

再生エネ条例制定の理由

市内で地域住民などに理解されないまま施工された再生可能エネルギー（以下、再生エネ）発電所の案件が発端となり、その後の対策のため、再生エネ条例を制定しました。

再生エネ条例の概要

事業者が計画している再生エネ事業について、地域住民など（再生エネ発電事業の影響のある個人、団体なども含む）への理解を求めてもらうことを重要視した条例です。

その手段として、国（経済産業省）への再生エネ事業の認定申請の前に、事業者が市と地域住民などへ調整してもらおうことなどを規定しました。

従って、事業者には国の認定申請とは別に市への届け出などをしてもらうこと

になります。

対象となるもの

すべての再生エネ事業が対象ではなく、次のものが対象となります。

①太陽光発電のうち事業区域面積が1000㎡以上のもの

②太陽光発電のうち発電出力が50キロワット以上のもの

③風力発電のうち高さが13メートル以上のもの

④バイオマス発電すべて

前述の事業の中でも、平成30年3月26日以前に国への認定申請を済ませているものは対象外になります。

再生エネ条例の届出などの流れ

①事業者から市への事前相談
②市から事業者への事業抑制の依頼（20種類の事業抑制区域に該当している場合に依頼）

③事業者から市への事業抑制依頼に対する回答（事業を継続するか否か回答）
以降は事業を継続する場合のみ

④事業者と市の事業計画の調整

⑤事業者から地域住民などへの説明会など

⑥事業者から市への工事着手、変更、完了の届け出

⑦事業者から市への運用後の毎年報告（発電所の保守・維持管理などの報告）

※この流れの中で条例への違反などがあつた場合、市は、「指導」や「勧告」を行うことができる。

※「勧告」を受けた事業に対して、市は事業者情報の公表や国への報告をすることができると。

そのほか
この内容は、簡潔にまとめたものですので、くわしく知りたいかたは市ホームページをご覧いただくか、環境課環境係へお問い合わせください。

再生エネ条例紹介ページ



東京2020オリンピック聖火リレー 聖火ランナー募集

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー三重県実行委員会

(三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課内) ☎090-2641-1695

※電話での問合せは、平日の午前8時30分～午後5時15分に受け付けます。

応募期間 7月1日(月)～8月31日(土)

応募方法 くわしくは、三重県ホームページに記載の募集要項を確認の上、応募フォームまたは応募用紙に記入して応募してください。

※「募集要項」および「応募用紙」は、県庁(県民ホール)、各県庁舎(地域防災総合事務所・地域活性化局)、市の教育委員会生涯学習課で7月1日から配布します。

・1人あたりの走行距離は、約200メートルです。
・走行日時・走行場所は、当選後に、東京2020組織委員会が別途指定します。なお、三重県内のさまざまな場所や道路など(島しょ部や未舗装路、階段、勾配がある道などを含む)が指定される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

主な応募条件

平成20年4月1日以前に生まれたかた(令和2年度に中学1年生以上のかた)で、三重県にゆかりがあるかた。なお、国籍・性別は問いません。

※くわしくは、聖火ランナー募集要項を確認してください。



聖火リレー
三重県実行委員会
募集サイト QRコード

また、三重県実行委員会枠以外の聖火ランナーについては、東京オリンピック聖火リレープレゼンティングパートナー4社が公募を行いますので、くわしくは、各募集サイトをご覧ください。

